

厚生労働大臣が定める掲示事項

○入院基本料に関する事項

本館4階病棟（地域包括ケア病棟）では、1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方17時15分まで（日勤帯）、看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
- ・夕方16時30分～深夜1時15分まで（準夜帯）、看護職員1人当たりの受け持ち数は17人以内です。
- ・深夜0時30分～朝9時15分まで（深夜帯）、看護職員1人当たりの受け持ち数は17人以内です。
- ・1日に6人以上の看護補助者が勤務しています。

本館5階病棟（地域包括ケア病棟）では、1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方17時15分まで（日勤帯）、看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
- ・夕方16時30分～深夜1時15分まで（準夜帯）、看護職員1人当たりの受け持ち数は17人以内です。
- ・深夜0時30分～朝9時15分まで（深夜帯）、看護職員1人当たりの受け持ち数は17人以内です。
- ・1日に6人以上の看護補助者が勤務しています。

東館2階病棟（精神病棟）と東館3階病棟（精神病棟）では、それぞれの病棟で1日に10人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置はそれぞれの病棟で次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方17時15分まで（日勤帯）、看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
- ・夕方16時30分～深夜1時15分まで（準夜帯）、看護職員1人当たりの受け持ち数は25人以内です。
- ・深夜0時30分～朝9時15分まで（深夜帯）、看護職員1人当たりの受け持ち数は25人以内です。
- ・1日に1人以上の看護補助者が勤務しています。

○地方厚生（支）局長への届出事項に関する事項

入院時食事療養（Ⅰ）の届出をおこなっており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

○看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項

当院では、多職種からなる役割分担推進のための会議を開催し、計画を立て、評価することにより看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に取り組んでいます。

令和7年度の取り組み事項

- ・看護補助者との協働
- ・退院支援コアナースの育成